

議員提出第2号議案

和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分の指定  
についての一部改正について

上記の議案を提出する。

平成28年2月15日

提出者 東京都台東区議会議員

小島智史	保坂真宏
鈴木純	本目さよ
君塚裕史	中澤史夫
青鹿公男	早川太郎
鈴木昇	伊藤延子
望月元美	石川義弘
高森喜美子	堀越秀生
水島道徳	松尾伸子
寺田晃	富永龍司
小高明	石塚猛
和泉浩司	河野純之佐
青柳雅之	小坂義久
小菅千保子	阿部光利
秋間洋	太田雅久
寺井康芳	木下悦希

伊 藤 萬太郎

田 中 伸 宏

東京都台東区議会議長 太 田 雅 久 殿

( 提案理由 )

この案は、区が有する債権の回収を迅速かつ的確に処理することの必要を認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号に規定する議会の議決を経るべき訴えの提起に関するもののうち、同法第180条第1項の規定に基づき、軽易なものについて、区長において専決処分することができるように提出いたします。

和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分の指定  
についての一部改正について

和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分の指定について（昭和48年6月1日議決）の一部を次のように改正する。

題名中「和解」の前に「訴えの提起、」を加える。

第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 1 区が提起する訴えで、その訴訟の目的の価格が100万円以下のもの。

付 則

本件については、議決の日から施行する。